

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 12 月 11 日

契約担当役

国立大学法人小樽商科大学

事務局長 関 昭 裕

◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 01

○第 1 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

小樽商科大学で使用する電気 一式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間 平成 31 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日

(5) 納入場所 国立大学法人小樽商科大学

(6) 入札方法 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価 (kWh) 及び使用電力量に対する単価を記載すること。(小数点以下を含むことができる。) 落札の決定は、本学が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格 (全省庁統一資格) において平成 31 年度に北海道地域の「物品の販売」の A、B 又は C 等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成 30 年 3 月 30 日付け号外政府調達第 59 号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(3) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 本公告に示した物品を契約担当役が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

(5) 省 CO₂ 化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

(6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

国立大学法人小樽商科大学会計課契約係長 今田 雄介 電話 0134-27-5220

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限 平成31年1月31日17時00分

(4) 開札の日時及び場所 平成31年2月7日14時00分 小樽商科大学事務棟第二会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Akihiro Seki, The Obligating Officer Director-General Administration Bureau, National University Corporation Otaru University of Commerce

(2) Classification of the products to be procured : 26

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Otaru University of Commerce 1 Set

(4) Delivery period : From 1 May, 2019 through 30 April, 2021

(5) Delivery place : National University Corporation Otaru University of Commerce

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

- A not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for National University Corporation Otaru University of Commerce,
- B have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2019 in the Hokkaido area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
- C prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
- D Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO2,
- E not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer Director-General.

(7) Time limit of tender : 17:00 31 January, 2019

(8) Contact point for the notice : Yusuke Konta, Contract Section, Finance Division, National University Corporation Otaru University of Commerce, 3-5-21 Midori Otaru-shi Hokkaido 047-8501 Japan, TEL 0134-27-5220

小樽商科大学で使用する電気

入 札 説 明 書

平成 30 年 12 月

国立大学法人小樽商科大学

入 札 説 明 書

国立大学法人小樽商科大学の特定調達契約に係る入札公告（平成30年12月11日付け）に基づく入札等については，政府調達に関する協定（平成7年条約第23号），政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年4月16日発効），政府調達手続に関する運用方針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ），国立大学法人小樽商科大学政府調達事務取扱規則（以下「政府調達事務取扱規則」という。），国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

1 契約責任者等

(1) 契約担当役

国立大学法人小樽商科大学 事務局長 関 昭 裕

(2) 所属部局名 国立大学法人小樽商科大学

◎調達機関番号 415

(3) 所在地 〒047-8501 北海道小樽市緑3丁目5番21号

◎所在地番号 01

2 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び数量 小樽商科大学で使用する電気
契約電力 398kW 年間予定使用量 1,549,000kWh
(平日電力量 1,168,000 kWh, 休日電力量 381,000 kWh)

(3) 調達件名の特質等 仕様書で指定する特質等を有すること。

(4) 調達期間 2019年5月1日から2021年4月30日

(5) 調達場所 小樽商科大学構内（詳細は仕様書による）

(6) 入札方法

落札者の決定は，最低価格落札方式をもって行うので，

① 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は，物品代金の前金払の有無，前金払の割合又は金額，部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び契約事務取扱規則並びに契約事務取扱規則第2条第2項に規定する物品供給契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また，本件調達に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

② 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（kW）及び使用電力量に対する単価（kWh）を記載すること（小数点第3位を四捨五入）。落札の決定は，本学が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので，当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

③ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので，競争参加者等は，消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱規則第 3 条及び第 4 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）並びに破産者で復権を得ない者

なお、被保佐人、被補助人及び未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学が認定した競争参加資格において平成 31 年度に北海道地域の「物品の販売」の A、B 又は C 等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争参加者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、次のとおり。

〒047-8501 北海道小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

小樽商科大学会計課契約係 電話 0134-27-5220

(3) 電気事業法第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(4) 二酸化炭素排出単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入の譲渡に関し、別添 1 に掲げる入札適合条件を満たすこと。

(5) 購入物品に係る障害が発生した場合に迅速に対処できることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 公正性かつ無差別が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関与していない者であること。

(7) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(8) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札公告並びに入札説明書に示した物品を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒047-8501 北海道小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学会計課契約係長 今田 雄介 電話 0134-27-5220

(2) 入札書の受領期限

平成31年1月31日（木）17時00分（郵送等の場合には受領期限までに必着のこと。）

(3) 入札書の提出方法

① 競争参加者等は、別冊の仕様書、図面、契約書（案）及び契約事務取扱規則並びに契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

② 競争参加者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書及び入札内訳書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2月7日開札〔小樽商科大学で使用する電気〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

なお、入札書及び入札内訳書はホチキス留めし、割印し提出しなければならない。

(ア) 供給物品名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月7日開札〔小樽商科大学で使用する電気〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 供給物品名及び入札金額のないもの

③ 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

のない又は判然としないもの

- ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 供給物品名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争参加者等は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

平成 31 年 2 月 7 日（木） 14 時 00 分 小樽商科大学事務棟第 2 会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争参加者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記 4 の (6) の ① に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者

- ⑦ 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑧ 競争参加者等は、開札に立ち会えない場合、開札不参加届（別紙様式 2）を開札日時までに上記 4 の(1)に提出するものとする。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争参加者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の納入できることを証明する書類を、上記 3 の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記 4 の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争参加者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別記 1 により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できるかどうかの判断以外に競争参加者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争参加者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できるかどうかの判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記 4 の(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争参加者等であって、上記 3 の競争参加資格及び本入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争参加者等の入札価格が、契約事務取扱規則第 13 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争参加者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争参加者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争参

加者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤ 提出された入札物品の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

代金の支払は、月1回払いとし、当該月における使用電力に、入札内訳書に記載された従量料金単価を乗じて得た金額と、当該月の契約電力に入札内訳書に記載された基本料金単価（力率修正適用）を乗じた額を加算した額と、供給者の供給条件に定める燃料費調整額等を加算又は減算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の請求書を提出するものとする。

(8) 調達件名の検査等

① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書と同様にすべて納入検査等の対象とする。

② 落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

【添付書類】

別記	1	競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
別	紙	入札書様式（委任状様式含む）
別	冊	仕様書
別	冊	契約書（案）
別	冊	契約事務取扱規則、物品供給契約基準

別記 1

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 平成 30 年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は本学資格）の写し・・・1 部
- (2) 一般電気事業者として許可を得ている又は特定規模電気事業者の届出を行っている証拠書類の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (3) 入札説明書 3 の（4）に定める適合証明書（別添 1）・・・・・・・・・・・・・・1 部

2 納入できることを証明する書類

- (1) 調達実績表（別添 2 平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間の本調達と同等又はそれ以上の電気調達の実績）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (2) 安定供給証明書（別添 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (3) 電気託送確約書（別添 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (4) 障害が発生した場合に迅速に対処できる体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (5) 会社概要・・1 部
- (6) 誓約書（別記 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部

(注 1) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

(注 2) 上記書類の記載方法等については別添の記載例を参照すること。

(注 3) 落札者が免税業者である場合は免税事業者届出書（別添 5）を 1 部提出すること。

二酸化炭素排出単位、未利用エネルギー活用、再生可能エネルギーの導入等に関する条件

1. 条件

平成 28 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数，平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況，平成 28 年度の再生可能エネルギー導入状況の 3 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価点が 60 点以上であること。

条件	基準	得点
① 平成 28 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.500 未満	70
	0.500 以上 0.525 未満	65
	0.525 以上 0.550 未満	60
	0.550 以上 0.575 未満	55
	0.575 以上 0.600 未満	50
	0.600 以上 0.625 未満	45
	0.625 以上 0.650 未満	40
	0.650 以上 0.675 未満	35
	0.675 以上 0.700 未満	30
	0.700 以上 0.725 未満	25
	0.725 以上	20
② 平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況（単位：%）	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③ 平成 28 年度の再生可能エネルギー導入状況 （単位：%）	5.00% 以上	20
	3.00% 以上 5.00% 未満	15
	1.50% 以上 3.00% 未満	10
	0% 超 1.50% 未満	5
	活用していない	0

2. 添付資料

入札に当たっては、競争参加資格確認書類として、1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

平成 年 月 日

適合証明書

国立大学法人小樽商科大学 御中

住所
名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 直近1年間の状況

項目	自社の基準値	点数	合計点	適・否
① 平成28年度1 kWh当たりの二酸化炭素 排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)				
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況 (単位: %)				
③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位: %)				

注1) 1の「自社の基準値」及び「点数」には、次頁により算出した値を記入する。

注2) 1の「適・否」は各項目の合計点が70点以上の場合「適」、70点未満の場合「否」と記入する。

注3) 1に「適」と記載されたものを入札適合者とする。

注4) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

用 語	定 義
①平成 28 年度 1kWh 当たりの 二 酸 化 炭 素 排出係数	「平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 28 年度の調整後二酸化炭素排出係数。
②平成 28 年度 の 未 利 用 エ ネ ル ギ ー 活 用 状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 28 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 28 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成 28 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③平成 28 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}}{\text{⑤}} \times 100$ <p>①平成 28 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 28 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし, 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く)</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし, 前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし, 前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤平成 28 年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは, FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし, 太陽光, 風力, 水力 (30,000kW 未満, ただし, 揚水発電は含まない), 地熱, バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし, インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p>
-------------------------------	---

【調達実績表記載例】

調 達 実 績 表

平成 年 月 日

住 所 ○○県○○市

○○株式会社

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

契約の相手方	契約電力	年間電気使用量	契約期間

安定供給証明書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 御中

住 所 ○○県○○市
○○株式会社
氏 名 代表取締役 ○○ ○○

納入物品及び数量 小樽商科大学で使用する電気
契約電力 398kW 年間予定使用量 1,549,000kWh
納 入 期 間 2019年5月1日から2021年4月30日

上記物品の納入につきまして、弊社は、貴学の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明します。

電気託送確約書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 御中

貴学が平成30年12月11日付入札公告した「小樽商科大学で使用する電気」（平成31年2月7日開札）について、下記の事項を遵守することを確約いたします。

記

貴学の開札の結果、弊社が落札しましたら、貴学が本調達に関する入札説明書で掲げる事項を遵守します。また、送電に関しては、北海道管内の一般電気事業者の託送センターと事前に協議を行い供給期間である2019年5月1日から2021年4月30日までの間、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則に従い、貴学が提示するとおりの供給を行います。

免税事業者届出書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 御中

住 所 ○○県○○市
○○株式会社
氏 名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

下記の期間については、消費税法の免税業者（同法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定により消費税を納める義務を免除されている。）であるので、その旨届出します。

記

課 税 期 間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

別記2

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

住 所
会社名
代表者

⑩

誓 約 書

貴学において平成30年12月11日に入札公告された「小樽商科大学で使用する電気一式」の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第3条の規定に該当しておりません。
2. 国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第4条の規定に該当しておりません。
3. 貴学から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

入 札 書

品 名	小樽商科大学で使用する電気の供給		
供 給 単 価	基本料金単価	金	円也
	平日従量料金単価	金	円也
	休日従量料金単価	金	円也

本学が提示する各月毎の予定使用量に上記単価を乗じて得た額の総額
入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の供給を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所

氏 名

㊞

[入札書の記載例1：競争加入者本人が入札する場合]

別紙様式1

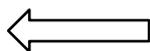
入札書

品名	小樽商科大学で使用する電気の供給		
供給単価	基本料金単価	金	円也
	平日従量料金単価	金	円也
	休日従量料金単価	金	円也

本学が提示する各月毎の予定使用量に上記単価を乗じて得た額の総額
入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の供給を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日



入札書を作成した日付を記載すること。
(開札日を記載しないこと。)

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住所 ○○市○○条○○丁目
氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

入 札 書

品 名 小樽商科大学で使用する電気の供給

供給単価 基本料金単価 金 円也

平日従量料金単価 金 円也

休日従量料金単価 金 円也

本学が提示する各月毎の予定使用量に上記単価を乗じて得た額の総額

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の供給を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所

氏 名

代 理 人 氏 名

㊞

[入札書の記載例2：代理人が入札する場合]

別紙様式1

入 札 書

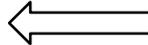
品 名 小樽商科大学で使用する電気の供給

供給単価 基本料金単価 金 円也
平日従量料金単価 金 円也
休日従量料金単価 金 円也

本学が提示する各月毎の予定使用量に上記単価を乗じて得た額の総額
入札金額 金 _____ 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の供給を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日



入札書を作成した日付を記載すること。
(開札日を記載しないこと。)

国立大学法人小樽商科大学 殿

代理人が入札する場合にも必ず記載すること。押印は不要。ただし、代表取締役から代理人への委任状の提出が必要。



競争加入者 住 所 ○○市○○区○○条○○丁目
氏 名 △△株式会社
代表取締役 □□ □□

代 理 人 住 所 ○○市○○区○○条○○丁目
氏 名 △△株式会社
☆☆支店長 □□ □□ 印

代理人は記載の上押印すること。



または
代 理 人 氏 名 印

[入札書の記載例3：復代理人が入札する場合]

別紙様式1

入 札 書

品 名	小樽商科大学で使用する電気の供給		
供 給 単 価	基本料金単価	金	円也
	平日従量料金単価	金	円也
	休日従量料金単価	金	円也

本学が提示する各月毎の予定使用量に上記単価を乗じて得た額の総額
入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の供給を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

「競争加入者」及び「代理人」について、復代理人が入札する場合にも必ず記載すること。押印は不要。ただし、代表取締役から代理人及び代理人から復代理人への委任状の提出が必要。



競争加入者	住 所	〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目
	氏 名	△△株式会社
	代表取締役	□□ □□
代 理 人	住 所	〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目
	氏 名	△△株式会社
	☆☆支店長	□□ □□

復代理人は記載の上押印すること。



復代理人 氏 名

㊟

[代理委任状の作成例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者）

住 所 ○○市○○区○○条○○丁目

氏 名 △△株式会社

代表取締役 □□ □□ ⑩

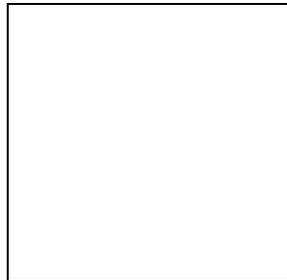
代理人の氏名を記載

私は □□ □□ を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成 年 月 日国立大学法人小樽商科大学において行われる 「小樽商科大学で使用する電気の供給」の入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[代理委任状の作成例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者）

住 所 ○○市○○区○○条○○丁目

氏 名 △△株式会社

代表取締役 □□ □□ ⑩

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）住 所 ○○市○○町○○丁目

氏 名 △△株式会社

☆☆支店長 □□ □□

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

（その他委任事項があれば、付番のうえ記載すること。）

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



[代理委任状の作成例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合]

併せて、「代理委任状の作成例2」の委任状の提出も必要

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）

住 所 ○○市○○町○○丁目

氏 名 △△株式会社

☆☆支店長 □□ □□ ⑩

復代理人の氏名を記載

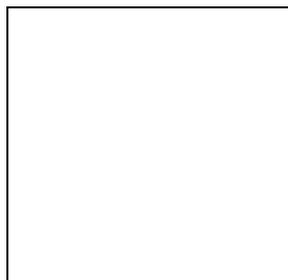
競争加入者の氏名を記載

私は、□□ □□を △△株式会社 代表取締役 □□ □□の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成 年 月 日国立大学法人小樽商科大学において行われる「小樽商科大学で使用する電気の供給」の入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



入札内訳書

競争参加者

住 所

会社名

No.	項 目	A 予定数量	B 単価 (税抜)	C 単価 (税込)	D 月数	E 年数	F 力率 補正值	G (A×B×D×E×F) 金額 (税抜) ※2	備考 割引項目等で計算式があれば記載願います。
①	基本料金	398 kW	円	円	12 月	2 年	85%	円	
②	平日電力 使用料金	1,168,000 kWh	円	円	/	2 年	/	円	
③	休日電力 使用料金	381,000 kWh	円	円	/	2 年	/	円	
合 計 (①+②+③)								円	

※1 力率割引=185%-力率(%) なお、力率割引の基準値が85%以外の場合は、事前に発注者に申し出の上、同欄の数値を変更することができる。

※2 小数点以下切捨

※3 平日電力・休日電力で単価に差のない場合は同じ金額を記入すること。

※4 上記金額には、燃料調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含まれていない。

【記載例】

入札内訳書

※基本料金単価を1,950円（税込）従量料金単価を18.52円（税込）と設定している場合の計算方法
 （小数点第3位を四捨五入する。）

- ・ $1,950 \div 1.08 = 1805.5555 \dots \rightarrow 1805.56$ とする。
- ・ $18.52 \div 1.08 = 17.1481 \dots \rightarrow 17.15$ とする。

各行の小数点第3位を四捨五入する。

各行の小数点第1位以下を切り捨てる。

No.	項目	A 予定数量	B 単価 (税抜)	C 単価 (税込)	D 月数	E 年数	F 力率 補正值	G (A×B×D×E×F) 金額 (税抜) ※2	備考 割引項目等で計算式があれば記載願います。
①	基本料金	398 kW	1,805.56 円	1,950.00 円	12 月	2 年	85%	14,659,702 円	
②	平日電力 使用料金	1,168,000 kWh	17.15 円	18.52 円	/	2 年	/	40,062,400 円	
③	休日電力 使用料金	381,000 kWh	17.15 円	18.52 円	/	2 年	/	13,068,300 円	
合 計 (①+②+③)								67,790,402 円	

※本表記載の金額で落札した場合、基本料金単価（税込） $1,805.56 \times 1.08 = 1950.0048$ 、従量料金単価（税込）は $17.15 \text{円} \times 1.08 = 18.522$ となり、小数点第3位を四捨五入し、それぞれ1950円、18.52円で契約するものとする。

計算上当該計算方法では、定めた税込単価にならない場合は、落札後、別途協議の上定めるものとする。

【開札不参加届の記載例】

別紙様式2

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

開 札 不 参 加 届

件 名 小樽商科大学で使用する電気 一式

弊社は、上記入札書を提出しましたが、都合により開札（平成31年2月7日（木）14:00～小樽商科大学事務棟2階第二会議室）に立ち会うことができません。

なお、2回目以降の入札につきましては辞退しますので、よろしくお願い致します。

小樽商科大学で使用する電気

仕 様 書

平成30年12月

国立大学法人小樽商科大学

目 次

I. 概要	2
(1) 調達件名	2
(2) 契約電力	2
(3) 年間使用電力量	2
(4) 使用予定期間	2
(5) 使用場所	2
II. 本学の受電設備等	2
(1) 電気方式, 標準電圧, 計量電圧, 標準周波数, 受電方式	2
(2) 電力量の検針	2
(3) 需給地点	2
(4) 電気工作物の財産分界点	2
(5) 保安上の責任分界点	2
III. 基本的要求要件	2
IV. その他	3
V. 添付資料	
資料1 受電施設配置図	
資料2 小樽商科大学単線結線図	
資料3 小樽商科大学月別使用電力量【実績】 (平成28年5月～平成30年4月)	
資料4 小樽商科大学月別使用電力量【予定】	
資料5 小樽商科大学時間別最大電力推移表	

I. 概要

- (1) 調達件名 小樽商科大学で使用する電気
- (2) 契約電力 398kW
- (3) 年間予定使用電力量 1,549,000kWh
(平日電力量 1,168,000 kWh 休日電力量 381,000 kWh)
※年間予定使用電力量は増減することができるものとする。
- (4) 使用予定期間
2019年5月1日0時00分から2021年4月30日24時00分まで
- (5) 使用場所 小樽商科大学 北海道小樽市緑3丁目5番21号

II. 本学の受電設備等

- (1) 電気方式, 標準電圧, 計量電圧, 標準周波数, 受電方式
 - ①電気方式 交流三相三線式
 - ②供給電圧 (標準電圧) 6,600V
 - ③計量電圧 (標準電圧) 6,600V
 - ④標準周波数 50Hz
 - ⑤受電方式 一回線受電方式
- (2) 電力量の検針
電力供給者の検針方法による。
(参考) 本学の現状
 - ① 自動検針装置 無 (必要に応じ供給開始までに本学が設置する)
 - ② 電力会社の検針方法 リモート検針
- (3) 需給地点
北海道小樽市緑3丁目5番21号における, 小樽商科大学敷地内6,600V受電場所
(別添資料1 参照)
- (4) 電気工作物の財産分界点
IIの(3)に同じ。ただし, 既存の取引用計量装置は一般電気事業者の所有である。
- (5) 保安上の責任分界点
IIの(3)に同じ

III. 基本的要求要件

本調達に係る基本的要求要件は, 以下に示すとおりである。

- (1) 本学が要求する期間中, 本学の設備等を利用し, 安定した電気の供給を行うこと。

ただし、当該設備等に改修、改造等が必要であるときは本学と協議すること。

- (2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。（概ね 30 分以内）
- (3) 供給者側で電力パルス供給が行えること。ただし、既設の取引用計量装置から同等のパルス供給が継続できる場合は、これに代えても良いものとする。

IV. その他

(1) 力率

供給者は契約期間において、その月の平均力率により、供給者が定める約款に基づき力率割引及び割増を行うことができるものとする。

なお、契約期間における予定平均力率は 100%とする。

(2) 電力量の検針

検針は、毎月 1 日に行い、前月計量日の 0 時から当月計量日の前日の 24 時までの期間に計量器により記録された値により計量し、その結果について本学担当者へ速やかに通知するものとする。

(3) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

(4) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部制によるものとする。

(5) 契約電力の変更

実量制を契約電力としている供給者の場合は、電力を使用した月を含めた過去 1 年間の月別最大需要電力の最大値を契約電力とすることができる。

(6) 燃料費調整

経済情勢の変動等により、燃料費調整額の加算及び減算が必要となった場合は、供給者が定める規定に基づき燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、加算額及び減算額については、一般電気事業者が定める調整額の範囲内とする。

(7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般電気事業者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 清算金

契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降 1 年に満たない電気の使用を廃止しようとし、または、契約電力を減少しようとする場合、供給者は、供給者の定める約款の規定に基づき清算金を請求することができるものとする。

(9) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、本学は供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(10) その他

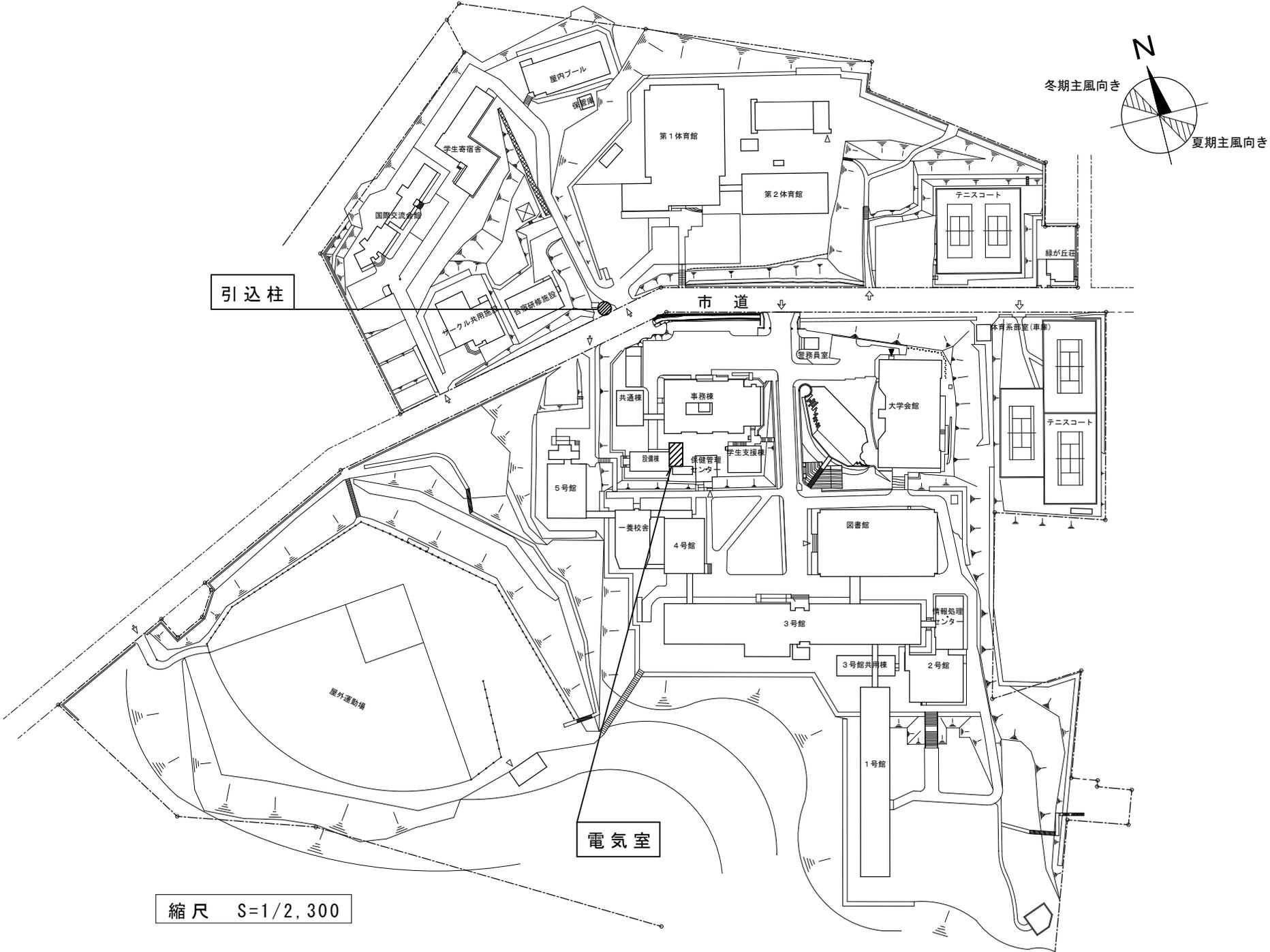
- ① 入札価格の算定にあたっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

- ② 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア. 契約電力及び最大需用電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ. 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - エ. 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

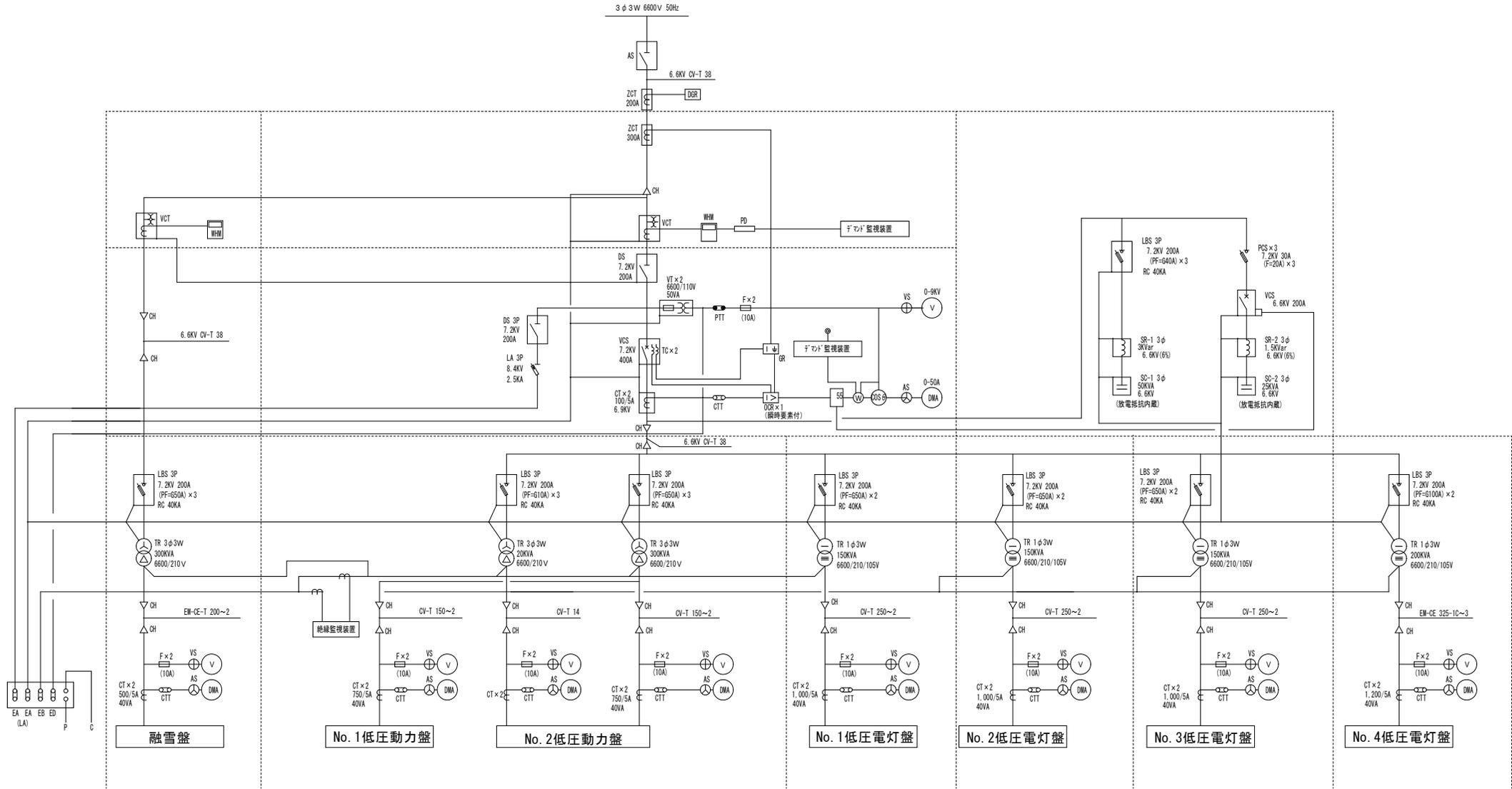
V. 添付資料

- 資料1 受電施設配置図
- 資料2 小樽商科大学単線結線図
- 資料3 小樽商科大学月別使用電力量【実績】（平成28年5月～平成30年4月）
- 資料4 小樽商科大学月別使用電力量【予定】
- 資料5 小樽商科大学時間別最大電力推移表

受電施設配置図



受変電設備単線結線図



資料3

小樽商科大学月別使用電力量【実績】（平成28年5月～平成30年4月）

年月	最大需要電力 (kW)	平日電力量 (kWh)	休日電力量 (kWh)	使用電力量計 (kWh)
平成28年5月	343	87,420	35,760	123,180
平成28年6月	346	101,256	23,856	125,112
平成28年7月	359	93,324	33,972	127,296
平成28年8月	355	86,976	26,724	113,700
平成28年9月	323	74,568	31,608	106,176
平成28年10月	394	102,456	30,204	132,660
平成28年11月	398	110,328	34,068	144,396
平成28年12月	401	104,088	40,284	144,372
平成29年1月	403	118,092	40,524	158,616
平成29年2月	398	104,004	29,352	133,356
平成29年3月	350	95,256	31,788	127,044
平成29年4月	392	99,060	32,388	131,448
計		1,176,828	390,528	1,567,356

※平日・休日の電力消費量は、本学設置の中央監視設備の記録値である。
 ※平日・休日の区分は、一般電気事業者の約款に従って算出した。

資料3

小樽商科大学月別使用電力量【実績】（平成29年5月～平成30年4月）

年月	最大需要電力 (kW)	平日電力量 (kWh)	休日電力量 (kWh)	使用電力量計 (kWh)
平成29年5月	334	87,768	35,520	123,288
平成29年6月	337	95,784	27,204	122,988
平成29年7月	386	104,112	30,720	134,832
平成29年8月	359	82,860	25,740	108,600
平成29年9月	320	73,092	31,332	104,424
平成29年10月	374	107,676	27,168	134,844
平成29年11月	392	108,060	33,600	141,660
平成29年12月	395	110,376	36,720	147,096
平成30年1月	398	114,468	38,208	152,676
平成30年2月	384	97,968	32,640	130,608
平成30年3月	360	92,904	36,960	129,864
平成30年4月	376	96,324	27,636	123,960
計		1,171,392	383,448	1,554,840

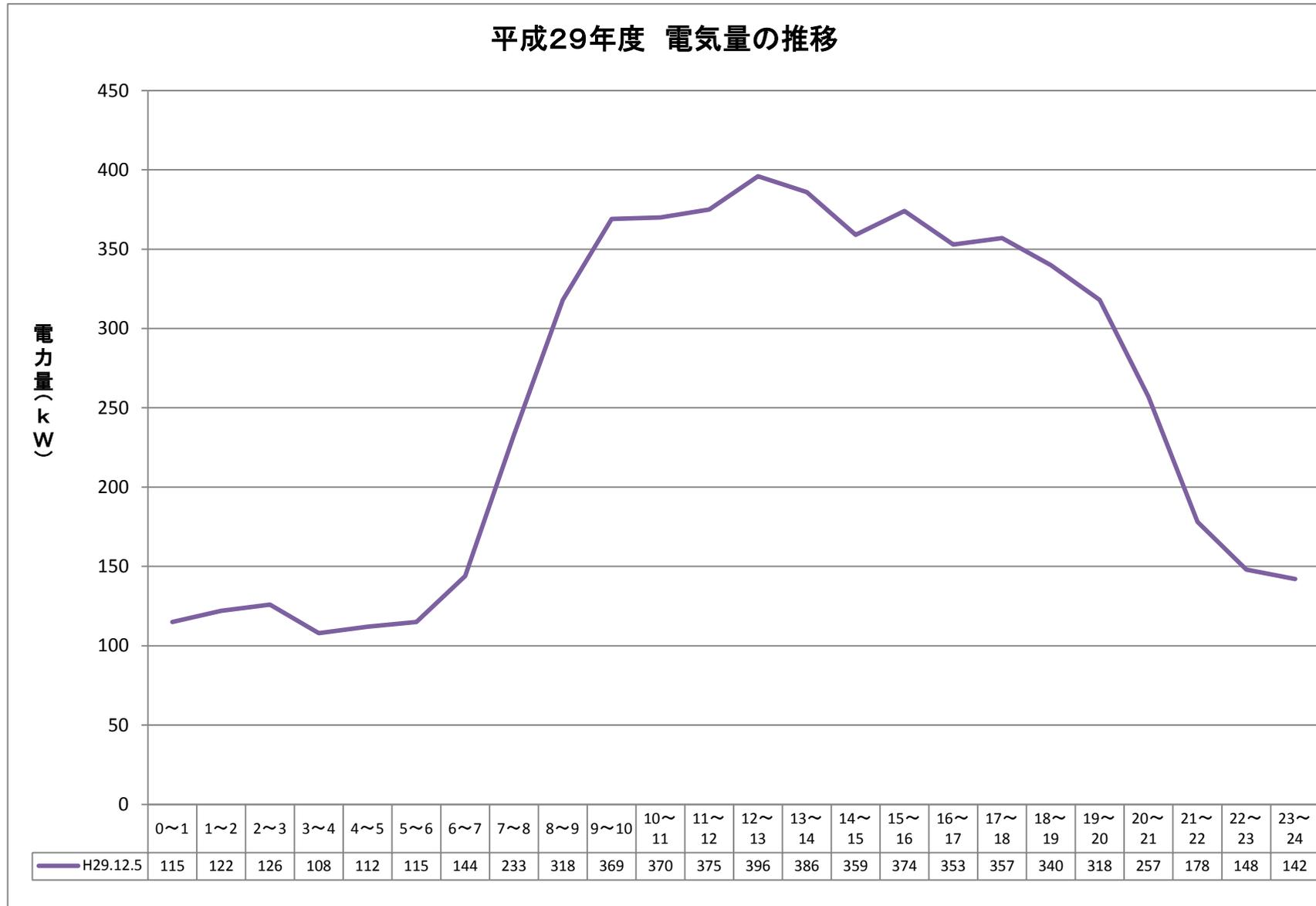
※平日・休日の電力消費量は、本学設置の中央監視設備の記録値である。

※平日・休日の区分は、一般電気事業者の約款に従って算出した。

資料4

小樽商科大学月別使用電力量【予定】（12ヶ月あたり）

年月	最大需要電力 (kW)	平日電力量 (kWh)	休日電力量 (kWh)	使用電力量計 (kWh)
5月	330	87,000	35,000	122,000
6月	340	98,000	25,000	123,000
7月	370	98,000	32,000	130,000
8月	350	84,000	26,000	110,000
9月	320	73,000	31,000	104,000
10月	380	105,000	28,000	133,000
11月	390	109,000	33,000	142,000
12月	390	107,000	38,000	145,000
1月	400	116,000	39,000	155,000
2月	390	100,000	30,000	130,000
3月	350	94,000	34,000	128,000
4月	380	97,000	30,000	127,000
計		1,168,000	381,000	1,549,000



物 品 供 給 契 約 書 (案)

品 名	小樽商科大学で使用する電気		
契約電力	398kW		
年間予定使用電力量	1,549,000kWh		
契約金額	基本料金単価	円	(消費税及び地方消費税額金 円)
	平日従量料金単価	円	(消費税及び地方消費税額金 円)
	休日従量料金単価	円	(消費税及び地方消費税額金 円)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、売買代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）と 供給者 ○○○○○との間において上記の物品について上記の契約金額で次の条項によって物品供給契約を締結する。

- 第1条 供給者は、発注者に対し、別紙納入要領に基づき物品を供給するものとする。
- 第2条 契約金額は上記のとおりとし、各月の電気料金の算定は、1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。
- 2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。
- (1) 基本料金 基本料金＝基本料金単価×契約電力×(185－力率)／100
 - (2) 電力量料金 電力量料金＝従量料金単価×使用電力量
 - (3) 燃料費調整額の加算及び減算、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 第3条 物品の供給期間は、2019年5月1日から2021年4月30日までとする。
- 第4条 請求書は、本学会計課契約係に送付すべきものとする。
- 第5条 代金は、月1回払いとし、第2条に定めた当該月の電気料金の請求書を提出するものとする。
- 第6条 代金は、適法な請求書を受領した日の当月末までに支払うものとする。
- 第7条 契約保証金については、全部を免除する。
- 第8条 供給者は、計量日を毎月1日とし、当該日に使用電力量を算定し、発注者へ速やかに通知しなければならない。
- 第9条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。
- 第10条 各月の契約電力は、当月の最大需要電力と過去11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- 第11条 本契約の料金計算その他に使用する場合の単位及び端数処理は、以下のとおりとする。
- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 料金その他の合計金額の単位は円単位とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

第12条 この契約に定めた各条項以外の必要な細目は、本学が定めた契約事務取扱規則及び物品供給契約基準によるほか、検査の円滑な実施を図るため供給者は発注者の行なう検査（必要に応じて行なう破壊若しくは分解又は試験による検査を含む。）に協力すべきものとする。

第13条 発注者及び供給者は、経済情勢等の変動により契約金額の改定を必要とするときは発注者及び供給者協議のうえ、価格を改定することができる。

第14条 発注者及び供給者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約によって知り得た秘密を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。本契約終了後又は解除後においてもこの責任を負うものとする。

第15条 この契約について、発注者・供給者間に紛争が生じたときは双方誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

第16条 この契約に定めない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・供給者間において協議して定めるものとする。

第17条 この契約に関する訴えの管轄は、本学所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所小樽支部とする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名の上押印し双方各1通を所持するものとする。

2019年 月 日

発注者 北海道小樽市緑3丁目5番21号
契約担当役
国立大学法人小樽商科大学
事務局長

供給者

納 入 要 領

1. 概 要

- (1) 需用場所 小樽商科大学 北海道小樽市緑3丁目5番21号
- (2) 用 途 大学（教育，研究）に伴う電力

2. 仕 様

電力供給条件

- ①電気方式 交流三相三線式
- ②供給電圧（標準電圧） 6,600V
- ③計量電圧（標準電圧） 6,600V
- ④標準周波数 50Hz
- ⑤受電方式 一回線受電方式

3. 需給地点

小樽市緑3丁目5番21号における，小樽商科大学敷地内6,600V受電場所
(別添資料 1 参照)

4. 電気工作物の財産分界点

3. に同じ。ただし，既存の取引用計量装置は一般電気事業者の所有である。

5. 保安上の責任分界点

3. に同じ

6. その他

力率の変動，燃料費の変動，その他の要因による電気料金の調整及び物品の特性等に定めのないその他の供給条件については，北海道地区の一般電気事業者の定める託送供給等約款による。

入札者心得書

- 第1 入札は、別に公告（又は通知）した事項のほか、この心得書の定めるところにより行う。
- 2 入札に参加する者は、公告（又は通知）に示した日時までに仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）を熟覧しておくものとする。
- 3 入札者は、入札後においてこの心得書に掲げた事項及び仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 第2 入札者は入札の際、別に交付された資格審査結果通知書の写しを受付の職員に提出して当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 前項により確認を受けないものは入札させない。
- 3 取引停止の措置を受けている期間中の者は入札させない。
- 第3 入札者が代理人又は復代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出さなければならない。
- 第4 競争加入者又はその代理人（復代理人を含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- (1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
- (2) 入札金額
- (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。
- (5) 復代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人の表示並びに代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。
- 第5 入札書は、封書に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び件名を明記し、当該封書を入札執行の場所に提出しなければならない。
- 第6 入札者は、入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引換え若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第7 入札執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者があるときは、その者を入札場外に退去させることがある。
- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした場合
- (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために談合した場合
- 第8 開札は、公告（又は通知）に示した競争執行の日時及び場所において入札者を立ち合わせて行う。
- この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない本学職員を立ち合わせる。
- 第9 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 第10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額の記載していない入札書
- (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、第4の(4)に定める表示、記載、押印のない又は判然としない入札書
- (5) 復代理人が入札する場合は、第4の(5)に定める表示、記載、押印のない又は判然としない入札書
- (6) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名の記載がない入札書
- (7) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印していない入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（売払い等の場合は最高価格）の有効入札をした者を落札者とする。ただし、当該入札が国立大学法人小樽商科大学契約事務規則第18条ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者とすることができる。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引いて落札者を決める。

3 前項の同価格の落札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない本学職員に、これに代わってくじを引かせる。

4 落札者を決定したときは、入札者にその氏名（法人にあっては名称）及びその金額をその場所で発表する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定する場合には、別に書面で通知する。

5 第1項本文において落札者がいないときは、直ちに再度の入札をする。

第12 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内（遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間内）に、契約書を差し出さなければならない。

第13 その他一般的約定事項については、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則によるものとする。

国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則

(平成16年6月10日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条，第2条）
- 第2章 競争参加者の資格（第3条－第6条）
- 第3章 一般競争契約（第7条－第21条）
- 第4章 指名競争契約（第22条－第24条）
- 第5章 随意契約（第25条－第27条）
- 第6章 随意契約の公表（第28条－第30条）
- 第7章 契約の締結（第31条－第36条）
- 第8章 契約の履行（第37条－第42条）
- 第9章 代価の収納及び支払（第43条，第44条）
- 第10章 雑則（第45条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の契約事務の取扱いに関し必要な事項を定め、適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学が締結する売買，貸借，請負その他の契約に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

2 本学における契約の一般的約定事項については、別に定める工事請負契約基準，製造請負契約基準，役務提供契約基準及び物品供給契約基準によるものとする。

第2章 競争参加者の資格

（競争に参加させることができない者）

第3条 契約担当役は、国立大学法人小樽商科大学会計規程第32条に規定する契約につき、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、競争に参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第4条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年間競争に参加させないことができる。これを代理人，支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第5条 契約担当役は、一般競争に参加する者の資格について、物品の製造又は販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るもの及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- 2 契約担当役は、前項に規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から、一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、統一資格及び文部科学省の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であると認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位、又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を、当該一般競争に加えることができるものとする。
- 4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第6条 契約担当役は、前条に規定する有資格者のうちから、競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、竣工期限、物件の納入期限等を考慮する必要があるとき。
- (2) 特殊な工事、製造等の契約について、実績がある者に行わせる必要があるとき。
- (3) 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とするとき。
- (4) 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。
- (5) 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

第3章 一般競争契約

(入札の公告)

第7条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項

- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 競争執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 入札方法
 - (7) その他必要な事項
- (入札の無効)

第9条 契約担当役は、第7条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金及びそれに代わる担保)

第10条 契約担当役は、競争入札に付そうとする場合においては、その入札に参加しようとする者の見積もる契約金額（単価による入札にあつては、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府保証債
- (4) 小切手（契約担当役が确实と認めるものに限る。）
- (5) 郵便為替証書
- (6) 郵便振替の支払証書
- (7) その他契約担当役が确实と認める債券

(入札保証金の免除)

第11条 契約担当役は、次の各号に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第6条に規定する資格を有する者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第12条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、落札者が決定した後、納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 契約担当役は、落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、その旨を公告等によりあらかじめ明らかにしておかなければならない。

(予定価格の作成)

第13条 契約担当役は、その競争入札に付する事項の予定価格（第18条第2項の競争

にあつては、交換しようとするそれぞれの財産の価値の差額とする。)を、当該事項に関する仕様書、設計書等により定めなければならない。

2 前項に基づき作成した予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第15条 契約担当役は、入札者が提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(開札)

第16条 契約担当役は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度入札)

第17条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札の方式)

第18条 契約担当役は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、本学の支出の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

2 本学の所有に属する財産と本学以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が、本学にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

3 その性質又は目的から前2項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの(第1項ただし書きの場合にあつては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第19条 前条第1項ただし書きに規定する契約について、最低価格の入札者を直ちに落

札者としないことができる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
 - (2) 製造その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃等を下廻る入札価格であった場合
 - (3) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合
- 2 契約担当役は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。
- 3 契約担当役は、予定価格が2億円を超える工事の請負契約について、申込に係る価格の積算内訳の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額に契約担当役が定める割合を乗じて得たいずれかの額に満たない場合、特に重点的な調査（特別重点調査）を行うものとする。
- 4 前二項の調査については別に定める。
- 5 契約担当役は、第2項及び第3項の調査の結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不適当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。

（落札者の決定）

第20条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員に、くじを引かせることができる。

（再度公告入札の公告期間）

第21条 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第7条に規定する公告の期間を5日までに短縮することができる。

第4章 指名競争契約

（指名競争に付することができる場合）

第22条 契約担当役は、当該契約が次の各号の一に該当する場合は、指名競争契約に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で、一般競争に付する必要がないとき。
- (2) 関係業者が通謀して、一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- (3) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって、検査が著しく困難であるとき。

(4) 契約上の義務違反があった場合に、本学の事業に著しく支障を来たすおそれがあるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。

(競争参加者の指名)

第23条 契約担当役は、指名競争に付するときは、第5条の資格を有する者のうちから、第6条の基準により競争に参加する者を、なるべく10人以上指名しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第24条 前章の規定は、指名競争の場合に準用する。

第5章 随意契約

(随意契約に付することができる場合)

第25条 契約担当役は、当該契約が次の各号の一に該当する場合は、随意契約に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さず、その理由が次に掲げる一に該当する場合

イ 本学の行為を秘密にする必要があるとき。

ロ 国、地方公共団体その他の公益法人等と契約するとき。

ハ 運送又は保管をさせるとき。

ニ 外国で契約するとき。

ホ 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき。

ヘ その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

ト 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(2) 天災地変その他非常事態の発生により、競争に付することができない場合

(3) 競争に付することが不利と認められ、その理由が次に掲げる一に該当する場合

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入りに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

ロ 随意契約にすると時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

ハ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

ニ 急速に契約しなければ、契約する機会を失い又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(4) 予定価格が次に掲げる基準額の範囲内である場合

イ 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。

ロ 上記以外の契約で予定価格が300万円を超えないとき。

(5) 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要がある場合

2 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた、予定価格その他の条件を変更することができない。

3 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約に

ることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約による予定価格等)

第26条 契約担当役は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、書面による予定価格の積算を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(2) 予定価格が300万円を超えない契約をするとき。

(見積書の徴取)

第27条 契約担当役は、随意契約をしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

第6章 随意契約の公表

(公表の対象とする随意契約)

第28条 公表の対象とする随意契約は、第25条第1項の規定により締結された随意契約のうち、本学の支出の原因となる契約であって、契約金額が同条同項第4号に規定する基準額以上のもの(以下「公表対象契約」という。)とする。ただし、同条同項第1号のイの規定に基づく随意契約及び国立大学法人小樽商科大学政府調達事務取扱規則第11条の規定に基づく随意契約は除く。

(公表の時期及び方法)

第29条 公表対象契約については、随意契約を締結した日の翌日から起算して60日以内に本学のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

2 公表期間は、随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

(公表の内容)

第30条 前条の公表において、公表対象契約に関しては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 随意契約に係る工事又は物品等の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由
- (6) その他必要な事項

第7章 契約の締結

(契約書の作成)

第31条 契約担当役は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約により契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額

- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息，違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合には，契約担当役が契約の相手方とともに記名押印しなければ，当該契約は確定しないものとする。

(契約書の省略)

第32条 契約担当役は，前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合においては，契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が300万円を超えない契約をするとき。
- (2) 競り売りに付するとき。
- (3) 物件の売払いの場合において，買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか，随意契約による場合において，契約担当役が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第33条 契約担当役は，前条の規定により契約書の作成を省略する場合において，物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等，契約の適正な履行を確保するため請書，その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金及びそれに代わる担保)

第34条 契約担当役は，本学と契約を締結しようとする者から，契約金額（単価による契約にあっては，契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合は，第10条第2項の規定を準用する。

3 前項に規定する担保に加え，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって，契約保証金の納付に代えることができるものとする。

(契約保証金の免除)

第35条 契約担当役は，次の各号に掲げる場合においては，前条第1項の規定にかかわらず，契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が，保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社，銀行，農林中央金庫その他契約担当役が指定する金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。

(3) 第5条に規定する資格を有する者による一般競争若しくは指名競争に付した場合、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の処理)

第36条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約履行後に返還するものとする。

2 契約担当役は、前項の規定にかかわらず、これを納付した者が、その契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、その旨を公告等によりあらかじめ明らかにしておかなければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

第8章 契約の履行

(監督の方法)

第37条 契約担当役は、工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）を、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第38条 契約担当役は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）を、契約書、仕様書、及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(監督及び検査の委託)

第39条 契約担当役は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により、監督又は検査を行うことが困難な場合には、本学の職員以外の者に委託して、監督又は検査を行わせることができる。

(検査の時期)

第40条 第38条の規定により検査を行う時期は、契約の相手方から給付完了の旨の通知を受けた日から14日以内の日とする。

2 契約担当役は、前項の検査において、その給付の内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、その是正又は改善を求めることができる。この場合における検査は、契約の相手方から、是正若しくは改善した給付を完了した旨の通知を受けた日から、前項に定める日までに行うものとする。

(検査調書の作成)

第41条 契約担当役又は検査を委託された者は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が300万円を超えない契約に係るもの（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）の場合には、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りではない。

(兼職の禁止)

第42条 監督の職務を行う者は、特別の必要がある場合を除き検査の職務を行う者と兼

ねることができない。

第9章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第43条 契約担当役は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第44条 契約担当役は、契約の相手方から適正な請求書を受理した日の翌月末日までに支払うことを約定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の性質上この期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

第10章 雑則

(雑則)

第45条 この規則に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準

(総則)

- 第1** 発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。
- 3 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(供給者の請求による納入期限の延長)

- 第2** 供給者は、天候の不良その他供給者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに供給契約の目的である物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による納入期限の短縮又は延長)

- 第3** 発注者は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

(納入期限の変更方法)

- 第4** 納入期限の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。
- 2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第2の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第3の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(損害負担)

- 第5** 物品の引渡し前に発注者の責めに帰する理由以外の理由により、物品の供給が全部又は一部不能となった場合の損害は、供給者の負担とする。

(検査)

- 第6** 供給者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、供給者の負担とする。
- 4 供給者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、検査を受けなければならない。

(売買代金の支払)

第7 供給者は、第6第2項又は第4項の検査に合格したときは、売買代金の支払を請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求書の提出を受けたものについては、請求を受けた日の翌月末までに売買代金を支払うものとする。

(部分払)

第8 供給者は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 供給者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を供給者に通知しなければならない。

4 供給者は、前項の規定による確認があったときは、請求書により部分払を請求することができる。

この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日の翌月末までに部分払金を支払うものとする。

5 部分払金の額は、第3項に規定する検査において確認した物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額とする。

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「売買代金相当額」とあるのは「売買代金相当額から既に部分払の対象となった売買代金相当額を控除した額」とするものとする。

(瑕疵担保)

第9 発注者は、この契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10 供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第7第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約保証金)

第11 供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人小樽商科大学に帰属するものとする。

(発注者の契約解除権)

第12 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第14の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給者は、売買代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額））の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第13 発注者は、物品が完納するまでの間は、第12第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と供給者とが協議して定める。

（供給者の契約解除権）

第14 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
 - (2) 天災その他避けることのできない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 第13第2項及び第3項の規定は前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（不正行為に伴う契約解除）

第15 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、供給者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 供給者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が供給者又は供給者が構成する事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第64条第4項の審判が確定した時。
- (2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第16 供給者は、第15各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、第 15 第 1 号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の売買代金額の10分の1に相当する額を超えるときは、供給者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第6の規定による物品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

(賠償金等の徴収)

第17 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から売買代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき売買代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第18 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。

国立大学法人小樽商科大学の契約に係る取引停止等の措置要項

(平成18年10月20日制定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）が行う建設工事（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）並びに売買，貸借，請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し，取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 文部科学省が定める建設工事の一般競争参加資格者名簿に登録された者，国立大学法人小樽商科大学の物品の製造等に係る競争参加資格審査事務取扱細則（平成17年3月31日制定）第6条第1項に規定する者及びその他の者をいう。
- (2) 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止，指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (3) 契約担当役 国立大学法人小樽商科大学会計規程（平成16年4月1日制定）第5条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。

(取引停止)

第3条 契約担当役は，業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは，状況に応じて別表各号及びこの要項に定めるところにより期間を定め，当該業者について取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象とする事案は，次のいずれかに該当する事案とする。

- (1) 本学が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合
- (2) 本学が発注する契約の相手方となる可能性を有する業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合
- (3) 前2号のほか，契約担当役が特に必要と認める場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で，当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後知り得たときは，取引停止措置は講じないものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 契約担当役は，前条第1項及び第2項の規定により取引停止を行う場合において，当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは，当該下請負人について，当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め，取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 契約担当役は，第3条第1項及び第2項の規定により共同企業体について取引停止を行うときは，当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について，当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で状況

に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

- 2 契約担当役は、第3条第1項及び第2項又は前条若しくは前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

第6条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 契約担当役は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。

- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24月を超える場合は24月）まで延長することができるものとする。

- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第7条 契約担当役は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合（第6条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を取引停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本学の役員又は職員（以下この条中において「役職員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行って

いないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号イ、第4号又は第6号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (3) 別表第2第3号又は第6号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

- (5) 役職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該役職員又は他の公共機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

（取引停止の通知）

第8条 契約担当役は、第3条第1項及び第2項又は第4条若しくは第5条各項の規定により取引停止を行い、第6条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、第2号又は第3号により通知するものとする。

（指名等の取消し）

第9条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではないものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第11条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当

該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年10月20日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1月以上6月以内
<p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	当該認定をした日から1月以上6月以内
<p>3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1月以上3月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から1月以上6月以内
<p>5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1月以上3月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から2週間以上4月以内
<p>7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故</p>	当該認定をした日から2週間以上2月以内

<p>が重大であると認められるとき。</p>	
<p>(契約違反)</p>	
<p>8 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p>	
<p>9 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

別表第2

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。（第6号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 本学発注の契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 本学発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第6号に掲げる場合を除く。)</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>4月以上12月以内</p>
<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>5 他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第6号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>2月以上12月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p>	
<p>6 本学又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。(当該契約に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける者が含まれる場合に限る。)</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内</p>
<p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。(代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p>	
<p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>7 次のイ又はロに掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 本学発注の契約</p>	<p>2月以上9月以内</p>
<p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>1月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>(その他)</p>	

9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
--	--------------------